

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の改正に伴うお取引時の確認に関するお願い

北都銀行では「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「同法」といいます）にもとづき、お客さまの名称、本店または主な事務所の所在地、事業内容、お取引の目的などを確認させていただきます。

法人のお客さま		
従来の確認事項・ 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 名称 ○ 本店や主な事務所の所在地 ○ 設立年月日（預金保険法関連） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業内容 ○ お取引の目的 ○ 実質的支配者の氏名、住所、生年月日（*3）
	<p>【確認方法】 登記事項証明書（*1）などの公的書類を提示していただきます。</p>	<p>【確認方法】 ○「事業内容」については、登記事項証明書（*1）、定款（*2）などを提示していただきます。 ○それ以外の事項は、当行所定の書面にご記入いただくことで確認させていただきます。</p>

*1：発行日から6か月以内のものが必要となります。

*2：定款の場合、確認日において有効なものが必要となります。

*3：実質的支配者とは、法人さまの事業経営を実質的に支配することが可能な方を指します。

このたび、同法が改正され、本年10月1日以降はじめて口座を開設される時、ご融資を受けられる時、現金で10万円を超える金額を振込される時、10万円を超える金額の持参人払式小切手による現金の受け取りなどには、すでにお取引いただいているお客さまにおいても、一度は変更・追加される確認事項について確認させていただくこととなりました。

変更・追加される確認事項 （本年10月1日以降）	<p>（変更）実質的支配者（*4）の氏名、住所、生年月日 （追加）外国の重要な公人（*5）の該当有無</p>
	<p>【変更内容】 ○「実質的支配者」として、議決権の25%超を直接または間接に保有するなど、法人のお客さまの事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人の方を確認させていただきます。</p> <p>【追加内容】 ○実質的支配者として申告された方が、外国政府等において日本の国務大臣等に相当する職位にある（またはあった）方またはその家族である場合には、追加の確認をさせていただきます。</p>

*4：どなたが実質的支配者に該当するかは、お客さまの事業形態によって異なっておりますので、「～お客さまの事業形態による実質的支配者の考え方～」をご参照願います。

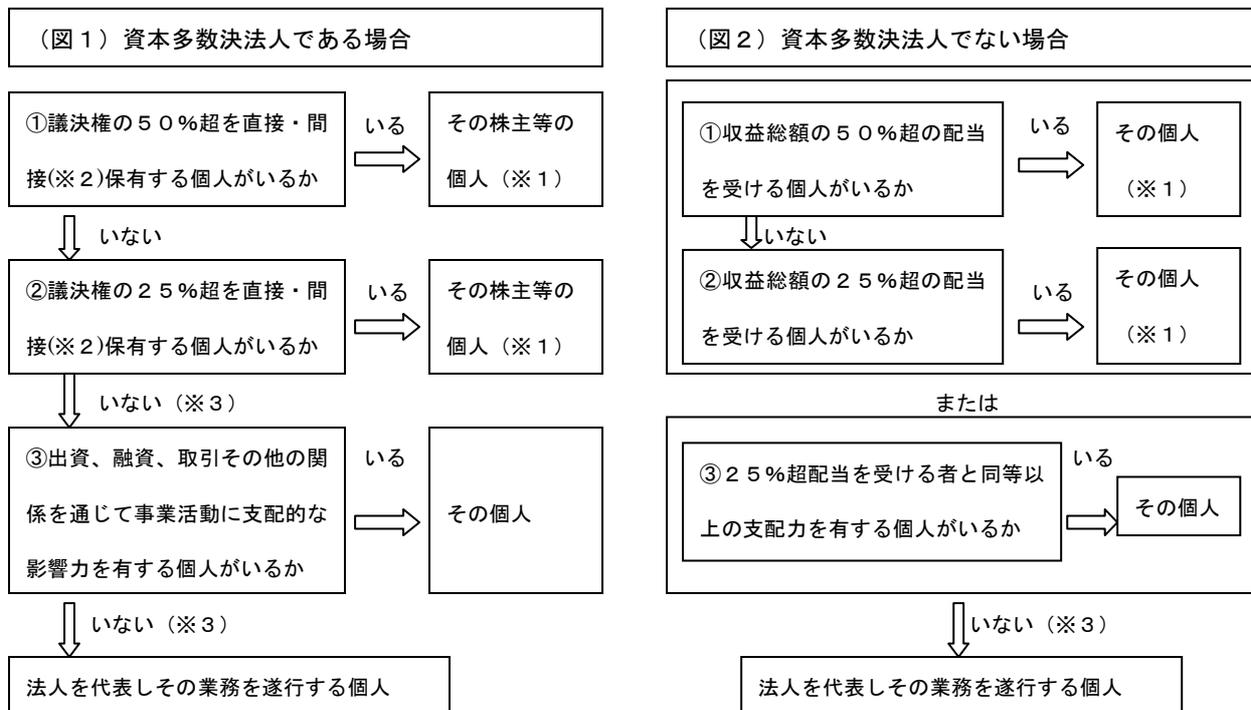
*5：どなたが外国の重要な公人に該当するかは「～外国の重要な公人について～」をご参照願います。

お手数をおかけいたしますが、ご理解のうえ、ご協力いただきますようお願い申し上げます。
なお、くわしくはお取引店までお気軽にお問い合わせ願います。

～ お客さまの事業形態による実質的支配者の考え方 ～

お申込み法人が株式会社・投資法人・特定目的会社等（資本多数決法人である場合）は図1、合名会社・合資会社・合同会社・一般社団／財団法人・医療法人・社会福祉法人等（資本多数決法人でない場合）は図2に従い確認のうえ該当する全ての個人について関係性、氏名・住所・生年月日などを申告します。

①②③に「国・法人等（※）」が該当する場合個人とみなし、当該「国・法人等」の名称・本店所在地を申告します。
 ※国・法人等とは、上場会社、国、地方公共団体、独立行政法人、国または地方公共団体が1／2以上出資している法人等またはこれらの子会社を指します。



(※1) 事業経営を実質的に支配する意思または能力を有していないことが明らかな場合を除きます。

(※2) 他の法人の議決権を50%超有している場合はその法人の有している議決権を保有しているとみなします。

(※3) 取引担当者様が然るべき確認をしてもやむを得ない理由により把握できない場合を含みます。

～ 外国の重要な公人について ～

外国の公人とは以下の方が該当します。該当する場合は、お申込後法令に基づく追加の確認が必要になります。

①外国において以下の「重要な公的地位にある者」に該当する方

- ・ 国家元首の方
- ・ 日本における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職の方
- ・ 日本における衆議院議長（副議長）、参議院議長（副議長）に相当する職の方
- ・ 日本における最高裁判所の裁判官に相当する職の方
- ・ 日本における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職の方
- ・ 日本における統合幕僚長（副長）、陸上幕僚長（副長）、海上幕僚長（副長）、航空幕僚長（副長）に相当する職の方
- ・ 中央銀行の役員の方
- ・ 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員

②過去に上記①のいずれかであった方

③上記①または②に掲げる方の家族（配偶者（事実婚含む）、父母、子、兄弟姉妹、並びに配偶者の父母及び子）